

収集運搬業の積替え保管の許可にかかる調査  
結果報告（平成 24 年 9 月）

公益社団法人全国産業廃棄物連合会  
収集運搬部会運営委員会

1. 調査概要

(1) 調査目的

収集運搬業の積替え保管の許可は、各自治体によりその許可手続き等が異なっている。

収集運搬部会では、各自治体における現在の積替え保管の許可にかかる状況について把握し、今後の収集運搬部会での検討資料に資する事を目的として、調査を実施し取りまとめた。

(2) 実施状況

各都道府県および廃棄物処理法政令市の廃棄物行政主管部（局）に対して連合会事務局から調査票を配付・回収した。

表 1 調査の実施状況

① 調査方法	アンケート調査の送付・回収による
② 調査期間	平成 24 年 4 月 18 日～平成 24 年 5 月 9 日
③ 送付先 及び 回収数 (回収率)	[送付先] 各都道府県・廃掃法政令市の廃棄物行政主管部（局） [配付数および回収数] 全体：109（回収数 109）；回収率 100% 都道府県 47（回収数 47） 政令市 62（回収数 62）

(3) 質問項目

本調査における調査項目について表 2 に整理した。

表 2 質問項目

①「積替え保管を含む」 許可件数	平成 24 年 3 月末時点の合計許可件数
	年度ごとの新規許可件数（過去 3 年度）
②許可手続き等	告示・縦覧、利害関係者の意見提出に係る事項
	環境影響評価（環境アセスメント）に係る事項
	住民同意およびその形式に係る事項
③搬入・搬出	搬入・搬出に係る規制に係る事項
④課題	自由記入

(4) 本報告書の留意事項

回答を得た内容をそのまま掲載することを基本としているが、連合会がインターネット等を通じて得られた情報の範囲において確認できたものは、取りまとめにあたり名称や URL 等の修正をした。

設問 1 の②「積替え保管を含む収集運搬業 新規許可件数」は、既に収集運搬業者の許可を得ている者が、変更届により積替え保管の許可を取得した者を含む場合もある。

設問 2 の「貴自治体の積替え保管施設の許可手続き等」は、いわゆる「事前協議」を回答の対象外としている自治体がある。

2. 結果一覧

次ページに示す。

3. 参考（調査書類一式）

巻末参照。

収集運搬業の積替え保管の許可にかかる調査について(結果一覧)

都道府県・政令市	1. 許可件数										2. 許可手続き等				3. 搬入・搬出		4. 意見			
	①許可件数 H24年3月末現在		②新規許可件数(過去3年)								(1)告示・縦覧、利害関係者の意見提出等		(2)環境アセス		(3)住民同意			(4)住民同意の形式		⑤の場合
	産廃	特管産廃	平成23年度	平成22年度	平成21年度	①必要 ②不要 ③必要であるが一部 手続きを簡略化 ④廃棄物種類による ⑤その他	③、④、⑤の場合	①必須 ②不要 ③立地場所等必要に 応じて ④廃棄物種類による ⑤その他	③、④、⑤の場合	①定めてない ②近隣住民への説明 ③近隣住民同意書 ④立地場所による ⑤廃棄物種類による ⑥その他	④、⑤、⑥の場合	①該当なし ②条例 ③規則 ④要綱・要領 ⑤内規 ⑥事実上の指導 ⑦その他	名称	参照URL	⑥の場合					
1 北海道 札幌市	405	97	30	3	6	5	10	5	②		②		①					④		
	50	26	5	2	-	-	-	-	②		②		①					④		
函館市	11	7	0	0	0	0	0	0	②		⑤	積替保管施設を市街化調整区域に設置する場合にあっては、環境影響調査書の提出を求めている。	①				①		④	特になし。
	43	20	2	1	2	0	0	0	②		②		①				①		⑤	特になし。
2 青森県 青森市	113	23	5	0	2	1	2	1	②		②		①				①		⑤	
	34	6	1	0	2	0	1	0	②		②		①				①		⑤	
3 岩手県 盛岡市	63	18	0	0	0	0	1	1	②		②		②		循環型地域社会の形成に関する条例 http://ftp.www.pref.iwate.jp/vi ew.rbz?nd=294&of=1&ik=3&np=59& pnp=262&pnp=294&cd=7635		②	⑤		
	7	1	0	0	0	0	0	0	②		③	法及び岩手県条例に該当する場合は必要となる。	②		盛岡市産業廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、同規則 http://reiki.city.morioka.iwate.jp/		②、③	⑤		
4 宮城県 仙台市	68	24	-	-	0	0	0	0	⑤	県の指導要綱による立地基準への適合状況について、申請者が施設設置場所の市町村に確認している。	②		①				①		①	
	37	11	0	0	0	0	1	0	②		②		③		仙台市産業廃棄物の適正化処理に関する指導要綱 http://www.city.sendai.jp/business/d/kankyo_02_02_09.html		④	①、④	原則、自社搬入かつ自社搬出に限っていることについて検討を行っている。	
5 秋田県 秋田市	65	11	-	-	1	0	1	0	②		②		④、⑤	都市計画法に規定する工業専用地域並びに鉱山保安法の適用を受ける鉱山に施設を設置する場合は住民同を不要としている。収集運搬業のための積替・保管施設を設置する場合は特別管理である感染性及び特定有害を取り扱う場合のみ住民同意が必要である。		秋田産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱	(公開していない。)	④	⑤	
	38	4	0	0	1	0	1	0	②		②		①					⑤	特になし。	
6 山形県	288	43	5	0	5	0	10	1	②		②		①				①		④(区間委託の場合)	
7 福島県 郡山市	46	11	0	0	0	1	0	1	②		②		①				①		⑤	
	37	6	0	0	0	0	0	0	②		②		①				①		①	
いわき市	8	3	0	0	0	0	3	0	②		②		①				①		④	
8 茨城県	15	4	0	0	0	1	0	0	②		②		③		茨城県産業廃棄物の処理の適正化に関する条例 http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/seikan/haitai/shisetsu/jorei.htm http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/seikan/haitai/shisetsu/jizeinshinsa.htm		②、④	⑤	過剰保管、不法投棄の温床となる。排出者責任が不明確になる(ヒモ付けができなくなる)。	
9 栃木県 宇都宮市	44	1	1	0	0	0	1	0	②		②		②、③、④、⑥	関係地域内の自治会等と環境保全協定の締結(工業専用地域内等に設置する場合は不要)。		栃木県産業廃棄物処理に関する指導要綱 http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/04.html		④	④(原則)、⑤	個別事例ごとに設置の合理性が認められるか、判断する。
	202	19	0	0	88	15	151	21	③	告示・縦覧はない。その一方、地元住民への説明会の実施を義務づけている。利害関係者の意見提出等はある。	②		②	住民同意は必要ない。住民からの質問書に回答する義務はある。		宇都宮市産業廃棄物処理に関する指導要綱 http://www2.city.utsunomiya.tochigi.jp/reiki/reiki.html		④	⑤	
10 群馬県 前橋市	8	4	1	-	1	-	-	-	⑤	事前協議(4)の回答参照)手続きにおいて、告示・縦覧、利害関係者の意見提出等を要することとしているが、廃棄物の種類、施設の構造等が一定の基準を満たすものについて、省略を認めている。	⑤	(1)の回答に準ずる。	⑥	周辺住民への説明について、(1)の回答に準ずる。同意書の取得については定めていない。		群馬県産業廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程 http://www.gunma-sanpai.jp/gp10/007.htm		⑦		原則として、自社又は搬出者による搬入、自社による搬出に限る。
	5	1	0	0	1	0	0	0	⑤	事前協議制度により必要に応じて実施。	⑤	事前協議制度により必要に応じて実施。	⑥	事前協議制度により必要に応じて実施。		前橋市産業廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程 http://www1.g-reiki.net/maebashi/reiki_menu.html		④	⑤	
11 埼玉県 さいたま市	251	24	1	0	1	1	1	0	②		②		④	工業専用地域の場合、原則として半径100mの世帯主及び病院や学校等への説明、工業専用地域以外の場合、原則として半径200mの2/3以上の世帯主+病院や学校等の同意書。		産業廃棄物処理業許可に関する手続等を定める要領	(ホームページ上に公開していない。)	④	④	
	29	3	1	0	0	0	0	0	②		②		②		さいたま市産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可等に関する要綱 http://www.city.saitama.jp/www/contents/1332809829803/index.html		④	④		
川越市	9	1	0	0	0	0	0	0	①		①		②、⑥	関係住民(自治会等)との生活環境保全協定の締結		川越市産業廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例 http://www.city.kawagoe.saitama.jp/reiki_int/reiki_menu.html		②	④	

収集運搬業の積替え保管の許可にかかる調査について(結果一覧)

都道府県・政令市	1. 許可件数								2. 許可手続き等				3. 搬入・搬出			4. 意見						
	①許可件数 H24年3月末現在		②新規許可件数(過去3年)						(1)告示・縦覧、利害関係者の意見提出等		(2)環境アセス		(3)住民同意		(4)住民同意の形式		⑤の場合					
	産廃	特管産廃	平成23年度	平成22年度	平成21年度	産廃	特管産廃	産廃	特管産廃	①必要 ②不要 ③必要であるが一部 手続きを簡略化 ④廃棄物種類による ⑤その他	③、④、⑤の場合	①必須 ②不要 ③立地場所等必要に 応じて ④廃棄物種類による ⑤その他	③、④、⑤の場合	①定めてない ②近隣住民への説明 ③近隣住民同意書 ④立地場所による ⑤廃棄物種類による ⑥その他	(3)住民同意		①該当なし ②条例 ③規則 ④要綱・要領 ⑤内規 ⑥事実上の指導 ⑦その他	名称	参照URL	①自社運搬・自社搬出に限る ②自社搬入に限る ③自社搬出に限る ④搬入又は搬出のどちらか が自社であれば良い ⑤特段の限定はない ⑥廃棄物種類による	⑥の場合	
12 千葉県	千葉県	47	17	0	0	2	0	0	0	②		⑤	環境調査報告書の提出あり。	②、⑥		④	千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集	http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/shorigyou/shisetsu.html	①			
	千葉市	28	3	0	0	2	0	2	0	②		②		②、③		④	千葉市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱	http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/sangyohaikibutsu/shidouyoukou.html	①			
	船橋市	4	1	0	0	0	0	0	0	②		②	環境保全協定を関係地域の関係地域住民(世帯主)3分の2以上で構成する団体の長と締結しなければならない。ただし、関係地域住民(世帯主)3分の2以上から環境保全協定と同等の条件による承諾を得たときはこの限りでない。	②、⑥		④	船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱	http://www.city.funabashi.chiba.jp/jigyou/haiki/0008/p001204_d/fil/sidouyoukou.pdf	①		ただし、船舶又は列車による収集運搬であって、搬入者、搬出者それぞれが1者で、かつ積替・保管施設の管理者の立会いの下で廃棄物の搬入が行われる場合を除く。	
	柏市	6	0	0	0	0	0	0	0	②		⑤	環境調査報告書の提出。	②、③		④	柏市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱	http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/080700/p011015.html	①			
13 東京都	東京都	428	44	14	33	17	19	13	30	②		②		①、②		①				④		
14 神奈川県	神奈川県	102	13	0	0	0	0	2	0	②		②		②、③		④	産業廃棄物処理業許可等事務処理要綱、同事務処理取扱要領	(なし)	④			
	横浜市	108	16	5	1	7	0	4	1	②		②		②		①				④		
	川崎市	43	11	-	-	1	-	-	-	②		②		②		④	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理業に係る事務取扱要綱	http://www.city.kawasaki.jp/outline/info893/index.html	①		原則①であるが、搬入及び搬出が自らできない場合であっても搬入又は搬出のいずれかを自ら行うこととしている。(産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業に係る指導指針)	
	横須賀市	0	0	1	0	0	0	0	0	②		②		①		①				①、④		特になし。
15 新潟県	相模原市	33	5	1	0	0	0	2	0	②		②	産廃及び特管産廃の積替保管を含む収集運搬業は、環境共生部が所管する指導指針が適応され、この指導指針においては、近隣住民及び近隣自治会への説明会等を行うものとして指導している。	①		①			④			
	新潟県	250	35	6	2	4	0	5	1	②		②		①						⑤		
16 富山県	富山県	67	9	3	0	2	1	2	0	②		②		①		①				④		「積替え」と称して廃棄物を大量、長期に保管したまま倒産してしまうことなどが懸念されることから、極力積替え保管は行わず、速やかに処理施設へ運搬することが望ましいと考えられる。
17 石川県	富山市	257	92	1	1	58	9	63	10	②		②		①		⑥				④		積替え保管場所の増設あるいは移動の場合、新設の際と異なり、許可申請ではなく変更届で済んでしまう点。
	石川県	43	2	3	1	0	0	5	0	②		②		①		①				④		特になし。
18 福井県	金沢市	17	5	1	0	0	0	0	0	③	利害関係者の意見提出のみ求めている。	①		③、④	立地場所によっては近隣住民への説明会を行うよう定めている(工業専用地域を除く)。	④	金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱	http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/reiki/reiki_honbun/aa40006571.html	⑤		過剰保管などの不適正処理に繋がるおそれがある。	
19 山梨県	福井県	110	15	1	0	7	0	2	0	②		②		①		①				⑤		
山梨県	80	13	0	0	1	0	2	0	②		①		③			④	山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領	(非公表)	⑤			

収集運搬業の積替え保管の許可にかかる調査について(結果一覧)

都道府県・政令市	1. 許可件数								(1) 告示・縦覧、利害関係者の意見提出等		(2) 環境アセス		2. 許可手続き等			(4) 住民同意の形式		3. 搬入・搬出		4. 意見	
	①許可件数 H24年3月末現在		②新規許可件数(過去3年)						①必要 ②不要 ③必要であるが一部 手続きを簡略化 ④廃棄物種類による ⑤その他	③、④、⑤の場合	①必須 ②不要 ③立地場所等必要に 応じて ④廃棄物種類による ⑤その他	③、④、⑤の場合	(3) 住民同意		(4) 住民同意の形式		3. 搬入・搬出				
	産廃	特管 産廃	平成23年度	平成22年度	平成21年度	産廃	特管 産廃	産廃					特管 産廃	①該当なし ②条例 ③規則 ④要綱・要領 ⑤内規 ⑥事実上の指導 ⑦その他	名称	参照URL	①自社運搬・自社搬出に限る ②自社搬入に限る ③自社搬出に限る ④搬入又は搬出のどちら かが自社であれば良い ⑤特段の限定はない ⑥廃棄物種類による	⑥の場合			
20 長野県	2,995	329	193	21	148	18	186	14	⑤	県の条例により公表・縦覧等の手続きが定められている。なお、条例の中で、①産業廃棄物の積替えを屋内のみで行う者のうち、産業廃棄物の全量の保管を、屋内で、又は容器を用いて行う者 ②特別管理産業廃棄物の積替えを屋内のみで行う者のうち、特別管理産業廃棄物の全量の保管を、屋内で、かつ、容器を用いて行う者 については、公表・縦覧、利害関係者の意見提出等の手続きを省略できることとなっている。	②		②			①			⑤		
	長野市	24	10	5	3	1	0	2	0	①			②			②	長野市産業廃棄物の適正な処理の確保に関する条例	<a href="http://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/haitai/22127.html">http://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/haitai/22127.html</a>	④		
21 岐阜県	80	10	1	0	4	1	7	1	②			②			④	岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱			⑤		
	岐阜市	21	2	3	1	1	0	2	0	②			③			④	岐阜市産業廃棄物の処理施設の設置等に関する指導要綱			④	
静岡県	15	6	0	0	0	0	0	0	②			②		①					⑤	積替え保管によって、個々の廃棄物の排出事業者が不明確になるおそれがあると考えられる。	
	静岡市	32	6	2	1	0	0	5	0	②			①		①				④		
22 浜松市	7	4	0	0	0	0	0	0	①			①	施設の設置に際し、関係住民との間で、生活環境の保全に必要な事項について環境保全協定の締結等、浜松市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例に定める手続きを終了していることを要件としている。	⑥		浜松市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例	<a href="http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/businessindex/haiki/sanpai_joureihunsou-jourei.htm">http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/businessindex/haiki/sanpai_joureihunsou-jourei.htm</a>	④		廃棄物の積替え保管から考えられる下記のような問題について、当市では「浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例」を制定し対策をとっている。 廃棄物が長期にわたり保管されることにより、排出者の特定が困難になるおそれがある。→保管期間を7日以内とし、マニフェストの管理が確実に行われること。 廃棄物の保管行為に伴い、生活環境保全上の支障を生じるおそれがある。→施設設置は建屋内とするほか、関係住民との環境保全協定の締結等、条例手続きを終了していること。	
23 愛知県	453	49	13	2	11	3	20	2	②			③			④	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱	<a href="http://kankyojoho.pref.aichi.jp/Download/Download/sanpaiyoukou.pdf">http://kankyojoho.pref.aichi.jp/Download/Download/sanpaiyoukou.pdf</a>		⑤		
	名古屋市	125	13	9	0	13	0	11	2	②			②	②だが、協議した内容の報告を求めている。	④	産業廃棄物処理業等許可事務取扱要綱	-		④		
	豊橋市	34	4	0	0	1	0	0	0	③	積替え保管施設のうち、屋内にて選別行為を行う施設は告示・縦覧を要しない。	⑤	積替え保管施設においては、廃棄物処理法第15条第3項に規定されるミアセスは要しないが、条例にて、周辺地域の環境に及ぼす影響についての調査の結果等を記載した「環境保全対策書」の提出を求めている。	②、⑥		事業者は、積替え保管施設の設置に関し、関係地域の環境の保全上必要な事項を内容とする協定(環境保全協定)を関係住民と締結するよう努めなければならない(豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第13条)。	⑦		環境保全協定の締結に関する事項を条例に規定	⑤	
	豊田市	46	4	1	0	1	0	1	0	②			②		②	豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例	<a href="http://www.city.toyota.aichi.jp/reiki_int/reiki_honbun/ai51308201.html">http://www.city.toyota.aichi.jp/reiki_int/reiki_honbun/ai51308201.html</a>		⑤	積替え保管の許可で行える手選別と処分業での前処理(軽度の選別行為)を混同している事業者が多く不適正処理が行われている可能性がある。	
岡崎市	35	2	2	0	2	0	0	0	②			②(一定規模以上の場合)、③	一定規模以上の場合に、説明会の開催を求めている。一定規模未満であっても、施設を設置する土地の近隣地所有者の承諾書を申請書の添付書類として求めている。			岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例	<a href="http://www.city.okazaki.aichi.jp/menu2270.html">http://www.city.okazaki.aichi.jp/menu2270.html</a>		④	特になし。	
24 三重県	121	13	6	1	0	0	2	1	②			③	三重県産業廃棄物処理指導要綱第6条(3)に定める環境調査指針に基づく。	③		三重県産業廃棄物処理指導要綱	<a href="http://www.eco.pref.mie.lg.jp/cycle/100080/youkou/youkou.htm">http://www.eco.pref.mie.lg.jp/cycle/100080/youkou/youkou.htm</a>		⑤		
25 滋賀県	42	0	0	0	1	0	2	0	②			①			①				⑤		
	大津市	3	0	0	0	0	0	0	0	②			②(同意を求めらるものではない)						⑤	なし。	
26 京都府	30	3	4	1	2	0	2	0	②			③			④	(特別管理)産業廃棄物収集運搬業(積替え又は保管を含む)許可・届出事務処理要領			④		
	京都市	67	3	6	0	0	0	3	0	②			③			④	産廃処理施設の設置に関する指導要綱	<a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/kanryo/page/0000078417.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/kanryo/page/0000078417.html</a>		④	

収集運搬業の積替え保管の許可にかかる調査について(結果一覧)

都道府県・政令市	1. 許可件数								2. 許可手続き等				3. 搬入・搬出		4. 意見					
	①許可件数 H24年3月末現在		②新規許可件数(過去3年)						(1)告示・縦覧、利害関係者の意見提出等		(2)環境アセス		(3)住民同意			(4)住民同意の形式		⑤の場合		
	産廃	特管産廃	平成23年度	平成22年度	平成21年度	①必要 ②不要 ③必要であるが一部 手続きを簡略化 ④廃棄物種類による ⑤その他	③、④、⑤の場合	①必須 ②不要 ③立地場所等必要に 応じて ④廃棄物種類による ⑤その他	③、④、⑤の場合	①定めてない ②近隣住民への説明 ③近隣住民同意書 ④立地場所による ⑤廃棄物種類による ⑥その他	④、⑤、⑥の場合	①該当なし ②条例 ③規則 ④要綱・要領 ⑤内規 ⑥事実上の指導 ⑦その他	名称	参照URL		①自社運搬・自社搬出に限る ②自社搬入に限る ③自社搬出に限る ④搬入又は搬出のどちらかが自社であれば良い ⑤特段の限定はない ⑥廃棄物種類による	⑥の場合			
27	大阪府	125	10	7	0	0	0	3	0	①		②		②	大阪府循環型社会形成推進条例	<a href="http://www.pref.osaka.jp/sangyo/haiki/junnkann/index.html">http://www.pref.osaka.jp/sangyo/haiki/junnkann/index.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/ak20111751.html">http://www.pref.osaka.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/ak20111751.html</a>	⑤			
	大阪市	83	17	4	0	9	0	8	0	②		②		②、③	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例・規則	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shisei_top/category/893-33-6-0-0.html">http://www.city.osaka.lg.jp/shisei_top/category/893-33-6-0-0.html</a>	⑤			
	堺市	26	1	0	0	0	0	1	0	①		②		①			④		特になし。	
	東大阪市	26	8	0	0	0	0	0	0	⑤	告示・縦覧を要する。	②		②				④		特になし。
	高槻市	10	0	0	0	0	0	1	0	②		②		②				⑤		
28	兵庫県	182	7	4	0	1	0	1	0	③	告示手続きは必要ないが、地元自治会等に対し説明会を行う必要がある。	②		②	(兵庫県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例;条例において同意までは求めているが説明を求めている)	<a href="http://www5.e-reikin.net/cgi-bin/hyogo-ken/startup.cgi">http://www5.e-reikin.net/cgi-bin/hyogo-ken/startup.cgi</a>	④			
	神戸市	32	8	0	1	0	0	0	0	②		③	周辺生活環境への影響が認められる場合。	②、③、⑥	施設設置場所の敷地境界から100m以内の住民自治組織(存在しない場合は範囲内の居住者の半数以上)及び施設設置場所に隣接する土地所有者の使用者等との書面による協定の締結を義務づけている。	<a href="http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/waste/industry/plant/index.html">http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/waste/industry/plant/index.html</a>	⑤			
	姫路市	61	2	2	0	0	0	0	0	⑤	生活環境上支障がないと認められる場合は除外される。	②		②	廃棄物処理施設の設置に係る手続きに関する指導要綱	<a href="http://www.city.himeji.lg.jp/s40/2212405/_3832.html">http://www.city.himeji.lg.jp/s40/2212405/_3832.html</a>	④		形式上積替え保管の許可を取得しているが、実際には中間処理前の廃棄物の保管場所としてしか機能していない部分がある。(単に保管量を増加させるためだけに許可を取得するケースが見受けられるが、これは本来の趣旨からすると違うと考える。)	
	尼崎市	35	8	1	1	1	0	0	0	②		②		②				⑥		
	西宮市	7	0	0	0	0	0	1	0	①		①		②				①		
29	奈良県	36	2	1	0	1	0	0	0	②		②		③	奈良県産業廃棄物処理指導要綱	(ホームページには掲載していない。)	⑤			
	奈良市	8	0	0	0	2	0	0	0	②		②		②、③	奈良市産業廃棄物処理指導要綱		①			
30	和歌山県	76	2	9	0	2	0	0	0	②		②		①				④		
	和歌山市	17	4	3	0	0	0	0	0	②		②		①				⑤	(別に「和歌山市産業廃棄物収集運搬業の積替え保管要綱」の規定あり)	特になし。
31	鳥取県	42	8	1	1	1	0	1	0	①		①		②				⑤		
32	島根県	250	25	3	2	2	0	3	0	②		②		①				①		
33	岡山県	104	10	2	0	0	0	3	0	②		②		①、⑥	住民同意は求めているが、要綱で事前協議を求めている、その中で関係市町村に対し意見照会を行っている。			⑤		
	岡山市	204	26	11	0	6	0	4	1	②		②		①				①		保管量の上限を超過している業者に対する是正指導に長期間を要する。保管場所を有しているため、安易に混合産業廃棄物(建設系)を受託していると思われる。
	倉敷市	72	10	1	0	3	0	3	0	②		②		①				①		保管上限を超えて保管している業者や無許可の疑いのある業者の存在(指導済)。新規許可申請の際、収集運搬量、保管量や品目の精査、真に積替え保管の許可を必要とするかについての精査が甘い事業者が多数見受けられる。
34	広島県	172	25	3	0	0	0	2	0	③	事業計画の提出を求めている。	②		④	民家が近い場合説明を求めることがある。			①		積替え保管の許可業者が大量保管事業等不適正処理案件に発展しやすいという点。
	広島市	146	26	13	1	4	0	2	1	②		②		②			④		原則として自社搬入かつ自社搬出を指導している。	
	呉市	30	6	1	0	2	0	2	0	②		②		①			④			
	福山市	29	3	1	0	0	0	0	0	②		②		②				⑥		

収集運搬業の積替え保管の許可にかかる調査について(結果一覧)

都道府県 政令市	1. 許可件数								2. 許可手続き等				3. 搬入・搬出		4. 意見						
	①許可件数 H24年3月末現在		②新規許可件数(過去3年)						(1)告示・縦覧、利害関係者の意見提出等		(2)環境アセス		(3)住民同意			(4)住民同意の形式		⑤の場合			
	産廃	特管 産廃	平成23年度	平成22年度	平成21年度	①必要 ②不要 ③必要であるが一部 手続きを簡略化 ④廃棄物種類による ⑤その他	③、④、⑤の場合	①必須 ②不要 ③立地場所等必要に 応じて ④廃棄物種類による ⑤その他	③、④、⑤の場合	①定めてない ②近隣住民への説明 ③近隣住民同意書 ④立地場所による ⑤廃棄物種類による ⑥その他	④、⑤、⑥の場合	①該当なし ②条例 ③規則 ④要綱・要領 ⑤内規 ⑥事実上の指導 ⑦その他	名称	参照URL		① ② ③ ④ ⑤ ⑥					
35 山口県	山口県	396	34	-	-	-	-	-	-	②		②		①				①		原則①であるが、産業廃棄物の区 間運搬の場合、他の収集運搬業者 が積替え保管場所に入出入りするこ とは想定される。	
	下関市	36	2	2	0	5	0	2	0	②		④	品目が汚泥(有機汚泥)である場 合、必要に応じて求めている。	③			④	下関市産業廃棄物処理施設等の設 置に関する指導要綱	(公開していない。)	⑤	
36 徳島県	徳島県	10	1	0	0	0	0	0	0	②		②		⑥	住民周知。			①		④	容易に認める事により、倒産など 不測の事態が生じた場合、大量の 廃棄物が放置されることとなる。
37 香川県	香川県	140	10	9	0	9	0	4	0	②		②		①				①		④	本県においては、収集運搬を伴わ ない積替え保管だけの事業を行う 内容で許可申請があったとしても、 積替え保管だけでは自ら収集運 搬を行うことができないと考えら れるため、許可を認めていな い。
	高松市	127	8	5	1	4	0	8	0	②		②		①				①		⑤	
38 愛媛県	愛媛県	246	16	11	0	6	0	9	0	②		②		①				①		⑤	
	松山市	125	13	11	1	5	0	3	0	②		②		①				①		④	積替え保管施設における、騒音や 悪臭等に対する苦情が近隣住民か ら寄せられ、現地で業者指導を行 うことが多々ある。
39 高知県	高知県	100	6	0	0	1	0	3	0	②		②		①				①		④	
	高知市	62	9	1	0	1	0	1	1	②		②		①						④	
40 福岡県	福岡県	43	11	0	1	0	0	0	0	②		②		①						⑤	
	福岡市	36	2	2	0	3	0	5	0	②		②		④、⑤	明確な規定は定めてないものの、 住宅密集地及び保管する産業廃棄 物の量、種類によっては近隣住 民、企業への説明を求めている。			⑥		④	同一敷地内に収集運搬業の積替え 保管場所及び処分業の保管場所を 設けている場合に双方の区別がつか にくい。住宅密集地の敷地が狭 隘な積替え保管場所において、圧 破機を用いて有価物の引き取りを 行う際の生活環境へ及ぼす影響。
	北九州市	77	5	4	0	2	0	6	1	②		②		①						⑤	
41 佐賀県	大牟田市	4	4	0	0	0	0	0	0	②		②		①						②	
	久留米市	7	5	1	-	-	-	1	-	②		②		①						⑤	福岡県下では、その必要性が認め られない場合は、積替え保管を認め ないことで意思の統一をしている が、その法的根拠が乏しいこと。 また一定の条件下で積替え保管を 認めた場合でも、過剰保管の懸念 があること。
42 長崎県	佐賀県	103	9	8	0	5	1	7	1	②		②		①						④	
	長崎県	1,383	162	124	18	87	8	79	4	②		②		①						④	
43 熊本県	長崎市	54	7	3	1	2	0	3	0	②		②		①						⑤	
	佐世保市	40	4	1	0	0	0	2	0	②		②		①						⑤	積替え保管行為が、不適正な処理 につながらないよう、処理業者には 厳格に基準の遵守を求め、監視・ 指導を継続的に行う必要があると 考える。
44 大分県	熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	②		②		①						⑤	
	熊本市	14	9	0	0	0	0	0	0	②		②		③			④	熊本市産業廃棄物処理施設指導要 綱	<a href="http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/youkoushu/k008.html">http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/youkoushu/k008.html</a>	①	
44 大分県	大分県	69	1	4	0	1	0	3	0	②		②		①						⑤	

収集運搬業の積替え保管の許可にかかる調査について(結果一覧)

都道府県・政令市	1. 許可件数									2. 許可手続き等				3. 搬入・搬出		4. 意見			
	①許可件数 H24年3月末現在		②新規許可件数(過去3年)						(1)告示・縦覧、利害関係者の意見提出等		(2)環境アセス		(3)住民同意		(4)住民同意の形式		⑤の場合		
	産廃	特管産廃	平成23年度	平成22年度	平成21年度	①必要 ②不要 ③必要であるが一部 手続きを簡略化 ④廃棄物種類による ⑤その他	③、④、⑤の場合	①必須 ②不要 ③立地場所等必要に 応じて ④廃棄物種類による ⑤その他	③、④、⑤の場合	①定めてない ②近隣住民への説明 ③近隣住民同意書 ④立地場所による ⑤廃棄物種類による ⑥その他	④、⑤、⑥の場合	①該当なし ②条例 ③規則 ④要綱・要領 ⑤内規 ⑥事実上の指導 ⑦その他	名称	参照URL	①自社運搬・自社搬出に限る ②自社搬入に限る ③自社搬出に限る ④搬入又は搬出のどちらかが自社であれば良い ⑤特段の限定はない ⑥廃棄物種類による				
大分市	97	12	8	0	12	2	7	0	②		②		①		①			⑤	
宮崎県	59	8	4	0	0	0	2	0	②		②		①		①			⑤	
宮崎市	31	3	1	1	7	0	1	0	②		②		②、③		④	宮崎市産業廃棄物適正処理指導要綱		⑤	
鹿児島県	184	24	3	0	0	0	1	2	②		②		①		①			④	
鹿児島市	102	17	4	3	5	1	4	0	②		②		①					④	特になし。
沖縄県	131	23	0	0	1	0	7	0	⑤	許可申請を行うにあたり、沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱に基づき、事前協議の手続きが必要である。住民説明会の実施や地域住民等や関係市町村の意見照会などの手続きを定めている。	②		④	事前協議の手續きにおいて、隣接地主から求めがあれば、協定書を締結するよう定めている。	④	沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱	<a href="http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=71&amp;id=17538&amp;page=1">http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=71&amp;id=17538&amp;page=1</a>	⑤	港湾等における荷役業者に対し、積替え保管の許可を認めているので、搬入・搬出とも他社になることがありうる。
									① 7 ② 90 ③ 5 ④ 0 ⑤ 7 計 109		① 8 ② 90 ③ 2 ④ 1 ⑤ 8 計 109		① 48 ② 25 ③ 11 ④ 3 ⑤ 0 ⑥ 5 ⑦ 17 複数選択 4 計 109		① 42 ② 6 ③ 0 ④ 32 ⑤ 0 ⑥ 4 ⑦ 2 複数選択 4 未選択 19 計 109		① 10 ② 1 ③ 0 ④ 43 ⑤ 51 ⑥ 0 複数選択 3 未選択 1 計 109		

全産廃連発第 10 号  
平成 24 年 4 月 18 日

各都道府県・廃掃法政令市  
廃棄物行政主管部(局)長 様

公益社団法人全国産業廃棄物連合会  
会長 石井邦夫  
(公印省略)

収集運搬業の積替え保管の許可にかかる調査について (お願い)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、当連合会では、収集運搬部会を設置し、収集運搬業の合理化に向けた検討や資質向上に向けた活動を行っています。

その一環として、収集運搬業の積替え保管の許可にかかる、各自治体の現在の状況について把握し、今後の収集運搬部会での検討資料に資したいと考えています。

お忙しいところ誠に恐縮でございますが、後段添付の[調査票]にご回答のうえ、平成 24 年 5 月 9 日(水)までにFAXにてご返信頂ければ幸いです。

お手数をお掛けいたしますが、調査にご協力下さいますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。なお、ご回答頂いた自治体に対しましては、調査結果のご報告をさせて頂く予定にしております。

以上

[お問い合わせ先]

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

調査部

TEL :

FAX :

E-mail :

※ 「調査票」のデータを希望される方は、  
上記アドレスまでメールをお寄せ下さい。

返送先：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 調査部・

※ 送付状を付けずに本紙のみFAXしてください。

■ 回答者情報

①自治体 及び 部署名	自治体名：		部署名：	
②記入者氏名 及び 役職	氏名：		役職：	
③連絡先	TEL：	FAX：	E-mail：	

■ 質問事項

1. 貴自治体における「積替保管を含む収集運搬業」の許可件数

	① 許可件数 (H24年3月末現在)	② 新規許可件数		
		平成23年度	平成22年度	平成21年度
産業廃棄物	件	件	件	件
特管産廃	件	件	件	件

2. 貴自治体の積替え保管施設の許可手続き等

(1) 許可手続は焼却施設等と類似の「告示・縦覧、利害関係者の意見提出等」を要しますか？

①必要 ②不要 ③必要であるが一部手続きを簡略化 ④廃棄物種類による ⑤その他

⇒③・④・⑤の場合はその内容をご記入ください

(2) 許可に必要な調査事項に「環境影響評価（環境アセスメント）」を定めていますか？

①必須 ②不要 ③立地場所等必要に応じて ④廃棄物種類による ⑤その他

⇒③・④・⑤の場合はその内容をご記入ください

(3) 許可に必要な事項に「住民同意」に係る事項を定めていますか？

①定めていない ②近隣住民への説明 ③近隣住民同意書 ④立地場所による  
⑤廃棄物種類による ⑥その他

⇒④・⑤・⑥の場合はその内容をご記入ください

(4) 住民同意を求めている場合、どのような形式によりますか？

①住民同意等を求めているため該当なし ②条例 ③規則 ④要綱・要領（告示等含む）  
⑤内規 ⑥事実上の指導 ⑦その他（\_\_\_\_\_）

⇒②条例、③規則、④要綱・要領（告示等）の場合は

名称；（\_\_\_\_\_）

参照 URL；（\_\_\_\_\_）

3. 積替え保管施設の産業廃棄物の搬入・搬出

①自社搬入かつ自社搬出に限る ②自社搬入に限る ③自社搬出に限る  
④搬入又は搬出のどちらかが自社であれば良い ⑤特段の限定はない  
⑥廃棄物種類による

⇒具体的に； \_\_\_\_\_

4. 貴自治体が認識している、積替え保管にかかる問題点ないし課題(ご自由にご記入ください)

以上で、質問を終わります。ご協力、ありがとうございました。